

○伊平屋村水道用水供給開始記念式典運営業務委託に関する一般競争入札の公告

伊平屋村水道用水供給開始記念式典運営業務委託に関する契約を一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 松田了

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 伊平屋村水道用水供給開始記念式典運営業務委託
- (2) 業務内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年2月29日まで

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 沖縄本島内に本社（本店）又は支店（営業所等）を有すること。
- (2) 営業年数が、令和5年4月1日現在において3年以上であること。
- (3) 過去に本業務と同種・同規模の履行実績があること。
- (4) 直近の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていること。
- (5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項各号の一に該当する者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 一般競争入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を直接持参により3(3)イに掲げる場所へ提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等は、次のとおりとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 直近2年分の決算報告書
 - エ 同種・同規模契約の履行実績（様式第2号）

- オ 直近の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
 - カ 入札の参加を希望する者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（84円切手を貼付した長形3号）
 - キ 誓約書（様式第3号）
 - ク 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（加入義務がない場合を除く）
 - ケ 申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し（加入義務がない場合を除く）
 - コ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合のみ）（様式第4号）
- (3) 申請書等の入手方法申請書等の諸様式は、次のとおり配付する。なお、郵送による申請書等の配付は行わない。
- ア 期間 この公告の日から令和5年12月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は午前9時から午後5時までとする。
 - イ 場所 県庁12階 沖縄県企業局 総務企画課
那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2803
※沖縄県企業局ホームページからも様式のダウンロードが可能。
沖縄県企業局HPトップ>公募・入札>【一般競争入札】伊平屋村水道用水供給開始記念式典運営業務委託
- (4) 申請書等の提出期間、提出場所等
- ア 期間 3(3)アに同じ。
 - イ 場所 3(3)イに同じ。
 - ウ 提出部数1部とする。
- (5) 一般競争入札参加資格の確認結果
一般競争入札参加資格確認通知書を令和5年12月13日（水）までに申請者あて送付する。

4 入札説明書等の配付

入札説明書等は、次のとおり配付する。なお、入札説明会は行わない。

- (1) 期間 3(3)アに同じ。
- (2) 場所 3(3)イに同じ。
※沖縄県企業局ホームページからも、様式のダウンロードが可能
沖縄県企業局HPトップ>公募・入札>【一般競争入札】伊平屋村水道用水供給開始記念式典業務委託

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年12月19日（火）午前11時
- (2) 場所 県庁12階第3会議室 那覇市泉崎1丁目2番2号

6 入札方法等

- (1) 代理人入札の場合は、本人の委任状を持参すること。
- (2) 入札参加者は、入札書を5に定める場所に直接持参すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格をするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、入札金額の100分の5以上の入札保証金若しくはこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契

約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

8 入札の無効

- (1) 沖縄県財務規則第126条各号のいずれかに該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において2に定める一般競争入札参加資格要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。なお再度の入札は2回とする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企業局総務企画課 総務班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2803
- (3) メール chinetc@pref.okinawa.lg.jp

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 仕様書等に関する質問書の提出及び回答
質問事項がある場合は、質問書にて令和5年12月6日（水曜日）午後5時までに、10(1)の場所に提出又は10(3)までメールにて送付すること。
回答は、令和5年12月8日（金）から沖縄県企業局ホームページに掲載します。
- (2) 入札書の提出の方法
入札書は、5(1)の日時の5分前までに5(2)の場所へ持参すること。電報、電送及び郵送による入札は認めない。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (5) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の定めるところによる。